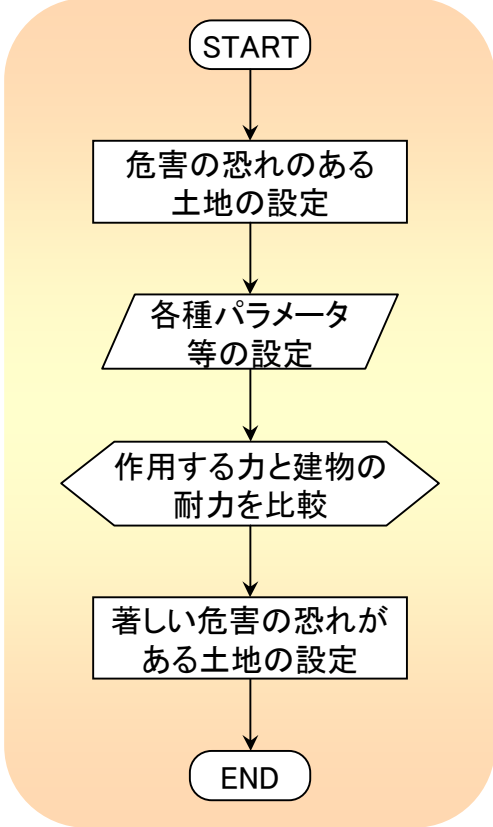


土砂災害防止法に関する基礎調査



土砂災害防止法が平成13年4月から施行されました。
当社ではフットワークとGIS等のIT技術を駆使し、
基礎調査のお手伝いを致します。

土砂災害防止法に伴う基礎調査＝土砂災害(特別)警戒区域設定の手順



① 既往調査（土石流危険渓流調査等）で設定されているケースが多い。危害の恐れがある土地を地形条件などから設定する。

② 著しい危害の恐れがある土地の設定に際しては、危害の恐れのある土地を地形条件が変化するブロックに細分し、ブロックごとに各種パラメーターを与える。ここでは既往の統計一般値を与えている。

③ 土砂の力と建物の耐力により「レッドゾーン」を判定する。

ブロック名	Aブロック	Bブロック	Cブロック
建物の耐力判定	×	×	○

(下図参照)

④ 判定に基づき著しい危害の恐れのある土地の設定を行う。設定後、現地との整合性を確認する。

※GISとリンクさせてインターネット等による情報共有、データの更新に対応できます。

① 危害の恐れのある土地の設定	②③ ブロック区分(ブロック毎の土石流による外力と建物の耐力を判定)	④ 著しい危害の恐れのある土地の設定(レッドゾーン)



日本ミクニヤ株式会社

事業本部 〒213-0001 川崎市高津区溝口3-25-10 TEL 044-822-3928 FAX 044-822-1661
 東京支店 TEL 044-822-3928 FAX 044-822-1661 広島事業所 TEL 082-251-3928 FAX 082-251-3988
 大阪支店 TEL 06-6572-3928 FAX 06-6572-3943 九州事業所 TEL 092-481-3928 FAX 092-481-3938

ご意見・お問い合わせは info@mikuniya.co.jp
www.mikuniya.co.jp